無断転載・複写等を禁じます

サクセスネット SuccessNet

法令違反しているかも！？
闇バイトの募集と誤解されない
「ＳＮＳでの求人募集」の仕方

資料作成：コンテンツクリエイター　松金 千鶴子

目次

■１．はじめに ２
■２．「闇バイト」強盗事件等の多発を受け、政府が打ち出した対策とは？ ２
■３．求人「募集広告」の規制 ４
■４．「闇バイト」の募集と誤解されない具体的な書き方 ５
■５．おわりに ８

法令違反しているかも！？
闇バイトの募集と誤解されない
「ＳＮＳでの求人募集」の仕方

■１．はじめに

ＳＮＳ上で犯罪実行役を募集する、いわゆる「闇バイト」が社会問題化しています。ＳＮＳやインターネットの掲示板などで、「即金５万円」「簡単な作業で日当 10 万円」「短時間で高収入！ホワイト案件」などの甘い言葉で若者を勧誘し、闇バイトだと思わずに応募した若者が強盗などの犯罪に加担してしまうケースがたびたび発生しています。

政府は闇バイト強盗事件等が多発している状況にあることから、令和 6 年 12 月 17 日に、犯罪対策閣僚会議を開催し、対策を打ち出しています。また、厚生労働省も仕事を探している人（求職者）向けに「ＳＮＳ上の怪しい求人には絶対に手を出さないでください」と注意を促しており、それに伴い、求人を行う事業主に対しても“ＳＮＳ上での求人募集の仕方”について、誤解が生じないよう一定の事項を必ず表示するよう呼び掛けています。そこで今回は、闇バイトの募集と誤解されない「ＳＮＳでの求人募集」の仕方についてご説明いたします。

■２．「闇バイト」強盗事件等の多発を受け、政府が打ち出した対策とは？

冒頭のとおり、政府は令和 6 年 12 月に開催した犯罪対策閣僚会議で、闇バイト強盗事件等に対する対策を打ち出しました。その対策は、「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」というもので、内容としては次の図１となります。

【図１】

	主な対策（概略）
１．「被害に遭わせな	・ＳＮＳ等を利用した犯罪の捜査上の課題に対応するための

い」ための対策	ＳＮＳアカウントの開設時の本人確認の強化等の検討、事業者に対して本人確認の厳格化を要請。 ・保存期間の十分な防犯カメラの増設の働き掛け。交付金により、確実に防犯カメラの整備が行われるように支援。
２.「犯行に加担させない」ための対策	・労働者の募集を行う者が広告等により募集情報を提供するときは、職業安定法に基づき、求人者の氏名又は名称・住所・連絡先、業務内容、就業場所及び賃金の表示が求められ、これらの表示がないものについては違法である旨を通知により明確化し、広く周知徹底。フリーランスに対する業務委託の募集についても、同様の対策を講じる。 ・違法情報ガイドラインにおいて、「闇バイト」を募集することや、募集者の氏名等が含まれていない募集広告が職業安定法等に違反する旨の記載を盛り込む方向で検討。プラットフォーム事業者に対し、同ガイドラインにおける記載内容を各者の削除等に関する基準に盛り込むよう求める。 ・雇用仲介事業者に対し、「闇バイト」に関する求人情報の掲載防止のための取組内容を確認し、必要に応じ指導等を行う。業界団体に対し、「闇バイト」に関する求人情報の掲載防止のための取り組みの推進。
３.「犯罪者のツールを奪う」ための対策	・国民が自らの個人情報を適切に取り扱うための広報啓発の推進。 ・被害金の追跡を行うに当たり、金融機関への照会・回答の迅速化。
４.「犯罪者を逃がさない」ための対策	・現行法の範囲内で実施可能な「仮装身分捜査（※）」の在り方の検討。ガイドライン等で明確化した上で、早期に仮装身分捜査の実施等。

（※）仮装身分捜査：捜査員が架空の人物の運転免許証などを使って闇バイトに応募し、犯行グループに接触する操作手法。似た手法に「おとり捜査」があるが、おとり捜査では本人証明書を提示することまでは行わない。

図１のなかで、「求人の募集方法」に関する対策は「２.「犯行に加担させない」ための対策」となり、これについて所管の厚生労働省はHP上（※）で、以下のような内容を明確化し周知しています。

・ＳＮＳ等を通じて直接労働者を募集する際には、求人者の氏名（名称）・住所・連絡先・業務内容・就業場所・賃金を記載することが必要である。
・これらの情報が記載されていない場合は、法令違反となる。

（ ※ ） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1_00006.html

これをベースに、総務省や警察庁などの関係機関が連携（図２）し、ＳＮＳ等を通じた「闇バイト」の募集情報の実効的な削除要請の実施ができるとしています。さらに、雇用仲介事業者に対し、違法・有害な募集情報の掲載防止のための措置、掲載されていることを発見した場合における迅速な削除等を要請するとともに、事業者が違法・有害な募集情報を放置した場合には労働局による指導・監督の対象となり得ることを周知しています。

【図２】

<table>
<tr><th>厚生労働省</th><th>→　総務省</th></tr>
<tr><td rowspan="5">ＳＮＳ等を通じて直接労働者を募集する際には、求人者の氏名（名称）・住所・連絡先・業務内容・就業場所・賃金（６情報）を記載することが必要であり、記載されていない場合は、法令違反となる。</td><td>・「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第 26 条に関するガイドライン（令和 7 年 3 月 11 日制定）」において、「プラットフォーム事業者等が、自ら提供するプラットフォーム上で特定の“法令違反情報”が流通していることを認識しつつも放置していた場合、作為により“法令違反情報”の流通に関与した場合と同視し得るときは、事業者等は、当該情報を削除する等、送信を防止する措置を講ずる刑事法上の義務（作為義務）を負い、その義務違反について刑事責任を追及され得る」と明記。
・同ガイドラインの中で、“６情報”の不記載を法令違反の疑いと位置づけることで、ＳＮＳ事業者の削除等の適切な対応を促進。</td></tr>
<tr><th>→　警察庁</th></tr>
<tr><td>“６情報”の記載の有無により違法情報か否かの判断が容易になり、「インターネット・ホットラインセンター」からの的確な削除等の対応要請が可能になる。</td></tr>
<tr><th>→　文部科学省・こども家庭庁</th></tr>
<tr><td>青少年を「闇バイト」に加担させないために、関係省庁等と連携し、広報・啓発を推進。</td></tr>
</table>

■３．求人「募集広告」の規制

職業安定法第５条の４第１項では、「公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者および募集受託者、募集情報等提

供事業を行う者ならびに労働者供給事業者は、同法に基づく業務に関して“広告等”により“求人等に関する情報”を提供するときは、当該情報について虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならない」と規定されています。

これを受け、令和６年 12 月 18 日に出された指針「職業安定法第５条の４第１項で求めている内容について(職需発 1218 第１号)」には、同法第５条の４第１項に反しないと認められるためには、以下の対応をすることが必要と明記されています（図３）。

【図３】

原則： **①～⑥までの情報（＝６情報）を含める必要がある**	**例外：** **雇用仲介事業者（職業紹介事業者・募集情報等提供事業者）を利用する場合**
①求人者･労働者の募集を行う者の氏名又は名称 **②住所（所在地）** **③連絡先** **④業務内容** **⑤就業場所** **⑥賃金**	**・求職者又は労働者になろうとする者からの照会を受けた場合には、“６情報”を回答する旨** **・照会先**

労働者の募集情報を提供する際には、原則、“６情報”の記載が必要です。求人を行う事業主は、インターネットやＳＮＳ等で労働者を募集する場合、“６情報”が記載されていないと法令違反となります。

例外となるケースとしては、雇用仲介事業者を通じて労働者を募集する場合です。求職者から照会があった際には、雇用仲介事業者が、募集主の氏名・名称等を当該求職者に回答することとなっていますが、そのことを照会先を付して示す場合には、その回答する募集主の氏名・名称等の情報は必ずしも載せる必要はありません。

■４.「闇バイト」の募集と誤解されない具体的な書き方

以下より、厚生労働省のリーフレットを参考にしながら、「闇バイト」の募集と誤解されない“ＳＮＳ等で求人を出す際の具体的な書き方”についてご説明いたします。

上述のとおり、職業安定法第５条の４第１項に反しないと認められるためには、原則、“６情報”の記載が必要でした。下の図４は、“６情報”すべてが網羅されているので、「良い例」となります。

【図４：良い例】

一緒に働く仲間を募集します！
興味のある人は連絡してください！
株式会社 A
住所：東京都〇〇区△△町▼-▼-▼ ◎◎号室
連絡先：03-0000-0000
業務内容：経理
場所：上記所在地と同じ
賃金：時給 2,000 円～ 要相談

次に、「良くない例」ですが、警察庁の HP 上に「犯罪実行者募集情報の特徴」が掲載されています。これらの表記の特徴を知っておくと、自社の求人募集が「闇バイト」と誤解されるリスクは、ほぼなくなります。

【図５：良くない例①】

【闇バイト募集の具体的事例の表記】
・「高額案件、タクシー業務、書類運搬、受け取り、日給５万円から」といった募集投稿
・「ホワイトな高額案件あります」との募集投稿
・「深夜に人を運んでください」「報酬５万円」との募集投稿
・「お金配りますよ」と投稿
・「要 普通免許、簡単な運びの仕事、ホワイトな仕事、高収入」等の広告
・「本日稼働可能！」「預けた荷物をロッカー」「20 万～都内某所」「闇バイト×」等の記載

図５の表記を見てみると、(高額な)“賃金”情報は記載されているものの、そのほかの情報がほぼ記載されていません。“６情報”がそろっておらず、法令違反の記載となっています。こういった記載だと「闇バイトの求人」と誤解されるリスクがあることをご実感いただけたかと思います。

【図６：良くない例②】

図５は明らかに怪しい極端な例となり、これほどではなくても、次のような表記もＮＧです。募集主の氏名等がない募集情報の提供は、誤解を生じさせるため、認められません。確認しておきましょう。

高額バイト 即日入金 興味のある人は ＤＭで	高待遇 負担なくラクに 稼げる 以下のリンクよ り応募	アットホームな 職場 圧倒的成長、上 を目指す人は連 絡してください	一緒に働く仲間 を募集中！ 雇用条件の詳細 は以下のサイト に記載してい ますのでご確認く ださい。〇〇株式 会社 https://・・・

良くない例①、②をふまえて、記載にあたっての注意点を補足します。

注意点１

「住所（所在地）」については、労働者になろうとする者が募集主について誤解をすることのないよう、ビル名、階数、部屋番号まで記載する必要があります。

注意点２

会社ウェブサイトの募集要項等のリンクのみを記載し、雇用条件の詳細を示すことはＮＧです。リンクのみでは、そもそも求人であるかどうかも含め、誤解を招く可能性があるため認められていません。募集情報を提供する広告のなかに“６情報”を記載する必要があります。

注意点３

連絡先については、電話番号、メールアドレスまたは、自社ウェブサイト上に備え付けられた専用の問い合せフォームへのリンクのいずれかを記載する必要があります。ＳＮＳのメッセージ機能を使って、送付先を示す方法はＮＧです。

注意点４

「業務内容、就業場所及び賃金」については、職業安定法第５条の３や労働基準法第 15 条で求められるものと必ずしも同じである必要はないですが、募集主等について誤解を生じないよう、業務内容や就業場所、賃金について記載する必要があります。

「就業場所」について：「就業場所の変更の範囲」は記載せず「雇入れ直後の就業場所」のみを示す形や、複数の候補を示し、「応相談」とする。
「賃金」について：「時給 1,500 円～」とする形（記載があれば、個別具体の判断とはなるが、直ちに職業安定法第５条の４違反とはならない）。

注意点５

フリーランスの募集を広告等により行う場合でも、“６情報”の記載

は同じように必要です。求人募集をする際は、図７を参考にしてください。

【図７：良い例】

以下のお仕事をしてくださる方を募集します！興味のある人は連絡してください！ 株式会社 A 住所：東京都〇〇区△△町▼-▼-▼ ◎◎号室 連絡先：03-0000-0000 業務内容：アプリ開発 場所：上記所在地と同じ 賃金：月額 40 万～50 万 要相談

なお、業務の内容、業務に従事する場所及び報酬については、「フリーランス・事業者間取引適正化等法第３条（取引条件の明示）」で求められるものと必ずしも同じである必要はありませんが、広告等を見て業務委託を受けようとするフリーランスが、募集主について誤解を生じないよう、業務の内容や業務に従事する場所、報酬について記載する必要があります。

「業務の内容」について	成果物の内容または役務提供の内容や成果物の知的財産権の許諾・譲渡の範囲などが考えられるが、募集時に定まっていない場合に「知的財産権の許諾の範囲」を記載せず、成果物の内容（例：〇〇のデザイン、△△のイラスト）を示す形でも、記載があれば、個別具体の判断とはなるが、直ちに本法第 12 条（募集情報の的確な表示）違反とはならない。
「業務に従事する場所」について	複数の候補を示して「応相談」とする形でも、記載があれば個別具体の判断とはなるが、直ちに本法第 12 条違反とはならない。
「報酬」について	「報酬 月額 40 万～（要相談）」とする形でも、記載があれば個別具体の判断とはなるが、直ちに本法第 12 条違反とはならない。

■５．おわりに

警察庁が公開しているデータ（犯罪実行者募集情報の特徴）によれば、「闇バイト」の募集で使用されたＳＮＳの大部分がＸ（旧 Twitter）となり、以下のような特徴があるとのことです。

・報酬額：高額であることを強調する文言が多い（「高収入」「日給５万円から」等） ・報酬支払い：即日に支払われることを強調する文言が多い（「即日払い」「即日即

金」「お金配りますよ」等）
・業務内容：人又は物の運搬や荷物の受取りなど簡単な仕事であることを強調する文言が多い（「運びの仕事」「ドライバー」「送迎」「書類運搬」「荷物を運ぶ仕事」等）
・業務の性質：違法ではないことや、楽で簡単な仕事であることを強調する文言が使われることもある（「ホワイト案件」「ホワイトバイト」「簡単」等）
・募集条件：即座に参加できること（「本日稼働可能」等）、また運搬等の業務に対応できること（「要普通免許」等）を条件としている場合もある
・通信手段：Ｘでのやりとりから、匿名性の高いアプリ（シグナル）に誘導されることが多い

気軽さからＸ（旧 Twitter）を使用して、求人募集をされる企業さまもいらっしゃるかと思います。Ｘ（旧 Twitter）の無料版での投稿可能な文字数は、日本語の場合は“140 文字”までとなっているため、文字数の制約から業務内容や賃金などの情報を限定にしか記載せずに募集情報を発信してしまうと、「闇バイト」と勘違いされて、求職者から敬遠される可能性が高く、法律違反にもなりかねませんので、注意が必要です。

インターネットやＳＮＳ等で労働者を募集する際には法律違反とならないように、必ず“６情報”を記載することを念頭に置き、求人広告を作成するようにしましょう。

なお、【図４：良い例】【図７：良い例】の文例は、140 字で収まるようになっています。ＳＮＳ等の求人広告の文章を作成する際にはぜひご参考ください。

【著者プロフィール】松金 千鶴子（まつかね ちづこ）

コンテンツクリエイター。20 年以上にわたり「社会保険」と「労務」の分野で活動。社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー（FP）、NLP（神経言語プログラミング）マスタープラクティショナーの資格を保有し、これらの専門知識とライティング能力を活かして、企業の成長と発展を支援するコンテンツを提供しています。

本レポートにつきましては万全を期して作成しておりますが、ご利用の結果に関しては一切の責任を負いかねますのでご了承ください。また、本レポートを無断で複製または掲転載することを禁止します。

資料提供：第一生命・損保ジャパン　サクセスネット事務局